



～民法改正が賠償責任に及ぼす影響～



民法が約120年ぶりに改正され、2020年4月1日に施行されました（以下「改正民法」）。この改正により、今後安全配慮義務違反を理由とする被用者（従業員）からの損害賠償請求に対し、使用者（企業）が負う賠償額が増大することなどが想定されます。改正の影響をTMI総合法律事務所の森安博行弁護士に解説いただきました。

ポイント

～万が一損害賠償義務を負った場合こうなる！？～

業務中の事故や長時間労働による過労死等の労災事故で、被用者（従業員）が死傷した場合、安全配慮義務違反により使用者（企業）に賠償責任が発生する可能性があります。こうした事故により、使用者が逸失利益等の将来発生する損害の賠償義務を負った場合には、民法改正により賠償額が高額化する可能性があります。



1. 法定利率の見直しとその影響

(1) 将来発生する損害の賠償

使用者の安全配慮義務違反等を原因とする業務中の事故や過重労働等により、被用者が死亡又は後遺障害が残存してしまったような場合の損害として、将来得られたであろう収入の喪失（逸失利益）や、将来の治療費・介護費が認められることがあります。

これらの損害は、示談、和解、判決等により賠償額が確定した後、一括して賠償することが一般的です。この場合、被用者（被害者）は、将来発生する損害を現時点で一括して受領して運用することができるため、その分の利息を得られることになります。そのため、公平の観点から、使用者（加害者）は、被用者（被害者）が将来にわたり運用して得られる利息分をあらかじめ控除して賠償します。これを「中間利息の控除」と言います。

(2) 法定利率の引き下げ

旧民法404条は、その制定当時の市中における一般的な貸出金利を前提として、法定利率を年5%とし

ました。しかし、その後約120年もの間見直しがなされていなかったため、昨今の超低金利の情勢の下では、法定利率が市中金利を大きく上回っている状態が続いていました。そこで、改正民法では、現在の市中金利に合わせて、法定利率を年3%に引き下げることとしました（改正民法404条2項）。

なお、市中金利は、今後も大きく変動する可能性があるため、改正民法は、法定利率について、その施行当初は年3%とし、それ以降は、3年ごとに市中金利の動向を踏まえて変動するものとししました（改正民法404条3項～5項）。変動するといっても、ある債権の法定利率は、その利息が生じた最初の時点（例：事故発生日）における法定利率によるものとされ（改正民法404条1項）、その後の法定利率の変動によって変化することはありません。

また、これまで明文化されていませんでしたが、改正民法により、損害賠償額を算定するにあたって中間利息を控除するときは、法定利率によることが明文化されました（改正民法417条の2、722条1項）。

(3) 賠償額に与える影響

中間利息を控除するという事は、将来分の損害から利息分を減額することを意味します。

そのため、法定利率が低いほど減額される利息の金額が少なくなる結果、損害賠償額が高額になります。改正民法により、法定利率が年5%から年3%に引き下げられたため、改正前よりも減額される金額が少なくなり、損害賠償額が高額になるおそれがあります(以下事例参照)。

2. 消滅時効期間の長期化

損害賠償請求権には、請求することができる期間に期限があり、この期限を過ぎると請求権は消滅します(これを消滅時効と言います)。

改正民法においては、人の生命・身体の侵害による損害賠償請求権について、消滅時効期間を合理的な範囲で長期化する観点から、損害賠償請求権が債務不履行に基づく場合(安全配慮義務違反はこれに該当します)には、権利行使可能時から10年(旧民法167条1項)という時効期間が20年となりました(改正民法167条)。なお、権利を行使することができることを知

った時は、5年以内に行使する必要があります(改正民法166条1項1号)。一方、不法行為に基づく場合は、損害及び加害者を知った時から3年(旧民法724条)という時効期間が5年となりました(改正民法724条の2)。なお、不法行為の時からは、20年以内に行使する必要があります(改正民法724条2号)。

3. 使用者に求められる対応

このように、使用者は、民法の改正により、改正前よりも多額の損害賠償責任を負う可能性があります。

使用者としてできる限りの対策を講じたとしても、結果として、安全配慮義務違反と認定される可能性は否定できません。そのため、使用者としては、万一の場合に備え、損害賠償責任を補償する損害保険に加入することも検討に値するでしょう。

また、既にこうした場合に備える損害保険に加入していたとしても、民法の改正により、現在の保険契約において設定されている限度額を超えた賠償責任が認定される可能性もあるため、一度ご加入の内容を見直してみることをお勧めします。

ケーススタディ

損害賠償額のシミュレーション

【事例】

年収約600万円(月収給与40万円・ボーナス120万円)の35歳男性が、使用者(企業)の安全配慮義務違反によって生じた事故により死亡し、遺族から損害賠償請求を受けた場合(使用者の過失100%)

※以下はあくまで賠償額の一例です



法定利率が下がる = 控除額が減る = 損害賠償金が増える

使用者が支払う損害賠償金は、より高額になります!

お気軽にご相談ください



●福祉車両・保険受付
名古屋市中区中野新町4-35
052-354-5433

●点検・車検・修理
名古屋市港区正保町8-22
052-381-9161